

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.038

処 分 名	防火地域内の違反看板等に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第3項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋